	ラダ油、精製ごま油、ごまサラダ油、精製なたね油、なたねサラダ油、精製こめ油、こめサラダ油、精製落花生油、精製オリーブ油、精製パーム油、精製調合油及び調合サラダ油の規格による格付が行われたものに表示する場合は、この限りでない。
2・3	［同上］
レトルトパウチ食品	肉様植たんを使用したものについて、原材料の全てが食肉等又は魚肉であるかのように誤認させる用語。
果実飲料	1　「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 2　「天然」、「自然」の用語 3　「純正」、「ピュアー」その他純粋であることを示す用語。ただし、果実ジュースであって、かつ、原材料及び添加物に果実の搾汁及び天然香料以外のものを使用していないものに表示する場合は、この限りでない。
豆乳類	1　「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 2　「天然」又は「自然」の用語
にんじんジュース及びにんじんミックスジュース	1　「生」、「フレッシュ」その他新鮮であることを示す用語 2　「天然」又は「自然」の用語

別表第二十三（第十三条関係）

［略］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
［項を削る。］	
［略］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	
［項を削る。］	

別表第二十三（第十三条関係）

［同上］	
即席めん類に関する事項	
無菌充填豆腐に関する事項	
［同上］	
乳又は乳製品を主要原料とする食品に関する事項	
［同上］	
魚肉ハム、魚肉ソーセージ及び特殊包装かまぼこに関する事項	
［同上］	
鯨肉製品に関する事項	
［同上］	
容器包装詰加圧加熱殺菌食品に関する事項	
缶詰の食品に関する事項	
ミネラルウォーター類に関する事項	
冷凍果実飲料に関する事項	

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。